

個人投資家に係る証券税制の国際比較

2010年5月時点

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	10% (分離課税) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%)	長期(12ヶ月超保有): 2008年から 0%、15% +地方税 (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年末までの時限措置 (注1) 短期: 10%~35%+地方税	18%(分離課税) 土地等の譲渡益と合わせて 10,100ポンドが 非課税	25%(分離課税) ^(注3) 年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 一定の場合は 総合課税(0-45%)を選択可能 ^(注4)	長期(8年超保有): 非課税 (所得税 (注5)) 短期: 18% (分離課税) ^(注5) 年間譲渡額25,830ユーロ 以下であれば 非課税
	配当課税	申告不要 (源泉徴収: 10%) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%) 又は、以下のいずれかを選択 ① 5%~40%+住民税+配当控除 (総合課税) ② 10% (分離課税)	2008年から 0%、15% +地方税 (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年末までの時限措置 (注1) (源泉徴収: なし)	部分的 インピュテーション方式 ^(注2) 0%、10%、42.5% (源泉徴収: なし) (総合課税)	25%(分離課税) ^(注3) 年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 一定の場合は 総合課税(0-45%)を選択可能 ^(注4)	18% (源泉分離課税) ^(注5) 又は 受取配当の60%を 課税所得に算入のうえ 0~40% (総合課税) (源泉徴収: なし) ^(注5) 少額株式配当(年間1,525ユーロ) 非課税
	利子課税	20% (源泉分離課税)	10%~35%+地方税 (源泉徴収: なし) (総合課税)	0%、20%、50% (源泉徴収: 20%) (総合課税)	25% (分離課税) ^(注3) 年間配当・利子・譲渡益を あわせて801ユーロ以下であれば 非課税 ^(注4) 一定の場合は総合課税(0-45%)を選択可能	18% (源泉分離課税) ^(注5) 又は 0~40% (注5) (源泉徴収: なし) (総合課税)

(注 1) 2010年大統領選挙案において、年間合計所得が200,000ドル(夫婦合算の場合は250,000ドル)以下の者については、軽減税率を恒久化することが提言。

(注 2) イギリスにおける部分的インピュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法。

(注 3) ドイツは他に遺贈付加税(税額の5.5%)が課税される。法人税率を引き下げたうえ(25%→15%+地方税)、金融所得の一元課税を導入。また、法人においては、FRITDA(利子、税金、償却前利益)の30%を超過する支払利子について償金算入制限を措置。

(注 4) 適用される累進税率が25%以下の場合、総合課税選択可能。又、25%以上の株を保有する大口株主等については、受取配当の60%を課税所得に算入し総合課税を選択可能。

(注 5) フランスは他に社会保障関連税(12.1%)が課税。

出典: 金融庁